

## 平成31年度公共用水域の水質の測定に関する計画

水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質の測定に関する計画を定める。

### 1 調査種別

#### 環境基準常時監視調査

水系名	調査担当機関
(1) 九頭竜川 (九頭竜川支派川)	国土交通省・福井県・福井市 福井県・福井市
(2) 笙の川・井の口川	福井県
(3) 耳川	〃
(4) 北川・南川	国土交通省・福井県
(5) 北潟湖	福井県
(6) 三方五湖	〃
(7) 九頭竜川地先海域	福井県・福井市
(8) 越前加賀海岸地先海域	〃
(9) 敦賀湾海域	福井県
(10) 若狭湾東部海域	〃
(11) 小浜湾海域	〃
(12) 世久見湾海域	〃
(13) 矢代湾海域	〃
(14) 内浦湾海域	〃

### 2 調査地点

表1 水域別調査地点数

種別 水域別	調査地点数	
	通年調査	一般調査
河川	25	33
湖沼	0	18
海域	0	39
計	25	90

表 2 類型指定水域数および測定地点数の内訳

測定水系	類型区分	類型指定水域			類型未指定水域	計	
		水域数	環境基準点	補助点			
河川	4 水系	AA	1	1	0	—	1
		A	16	17	5	—	22
		B	10	11	2	—	13
		C	5	5	0	—	5
		D	4	4	0	—	4
		なし	—	—	—	13	13
		小計	36	38	7	13	58
湖沼	2 水系	A	1	2	0	—	2
		B	3	12	2	—	14
		なし	—	—	—	2	2
		小計	4	14	2	2	18
海域	8 水系	A	8	31	4	—	35
		B	2	4	0	—	4
		なし	—	—	—	0	0
		小計	10	35	4	0	39
計	14 水系	50	87	13	15	115	

### 3 調査方法

- (1) 通年調査 月 1 日 1 回 年 12 回採取  
 (2) 一般調査 月 1 日 1 回 年 4～10 回採取

### 4 採取方法

- (1) 採取時期  
 ① 採取は、なるべく晴天が続き、水質の安定している日を選んで採取する。  
 ② 公共用水域が通常の状態（河川では低水量以上、湖沼では低水位以上）の場合に適宜行う。
- (2) 採取部位  
 ① 河川は、原則として、流心部の表層水（水面下 20cm）とするが、河川合流点下流または汚水流入点下流の偏流の著しい場合は、3 点採取等量混合体で 1 検体とする。  
 ② 海域、湖沼については、原則として表層採水とする。ただし、必要に応じ深層採水とする。

### 5 測定項目

測定項目は、下記に掲げる項目とする。

#### (1) 河川調査

- ① 生活環境項目等  
 気温、水温、外観、臭気、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、全窒素、全燐
- ② 健康項目  
 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
- ③ 要監視項目  
 クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシ

ル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン

④ 特殊項目等

フェノール類、銅、亜鉛、鉄（溶解性）、マンガン（溶解性）、クロム、塩化物イオン、クロロフィルa、アンモニウム態窒素

⑤ 水生生物保全項目

全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール

(2) 湖沼調査

① 生活環境項目等

気温、水温、外観、臭気、透明度、pH、DO、COD、SS、全窒素、全燐

② 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

③ 要監視項目

イソキサチオン、ニッケル

④ 特殊項目等

塩化物イオン、クロロフィルa、硫化水素、プランクトン

⑤ 水生生物保全項目

全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、底層溶存酸素量、クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール

(3) 海域調査

① 生活環境項目等

気温、水温、外観、臭気、透明度、pH、DO、COD、油分、全窒素、全燐

② 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

③ 特殊項目等

フェノール類、クロム、塩化物イオン

④ 水生生物保全項目

全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、底層溶存酸素量

6 測定方法

測定方法は、「別表1」に定める方法とする。

7 流量観測

原則として採取時に採取地点において観測する。ただし、他の流量観測値より内挿できる場合には、その数値を観測値とすることができる。

8 調査担当機関

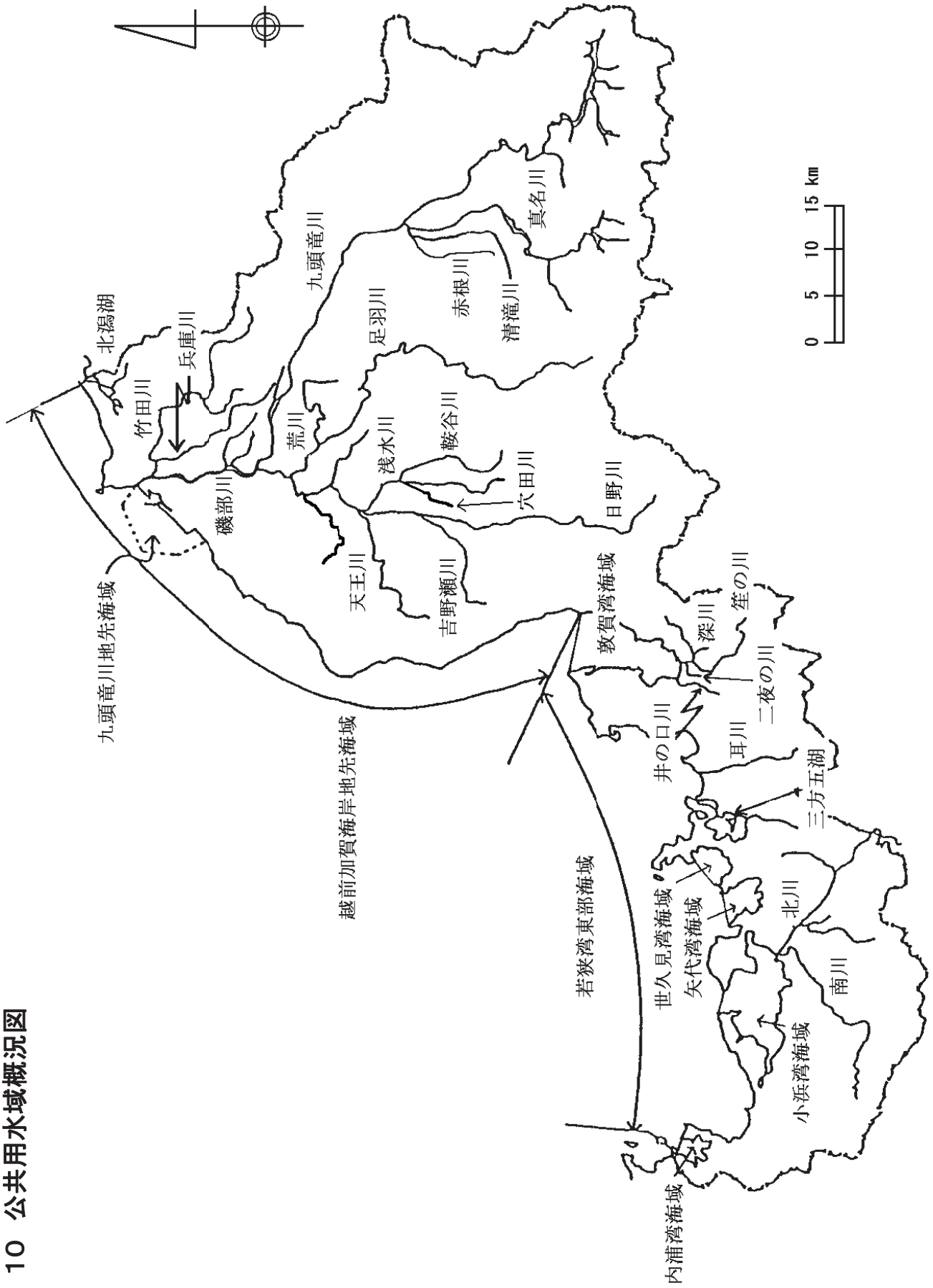
本調査は、福井県、福井市および国土交通省近畿地方整備局が担当する。

9 報告

(1) 調査結果の報告は、「別表2」の様式により毎月まとめて、翌月の25日までに福井県安全環境部環境政策課長（以下「環境政策課長」という。）に報告する。

(2) 健康項目または要監視項目の調査結果で環境基準値または指針値を超える値が測定された時、および生活環境項目等で異常値が測定された時は、直ちに環境政策課長に報告する。

# 10 公共用水域概況図

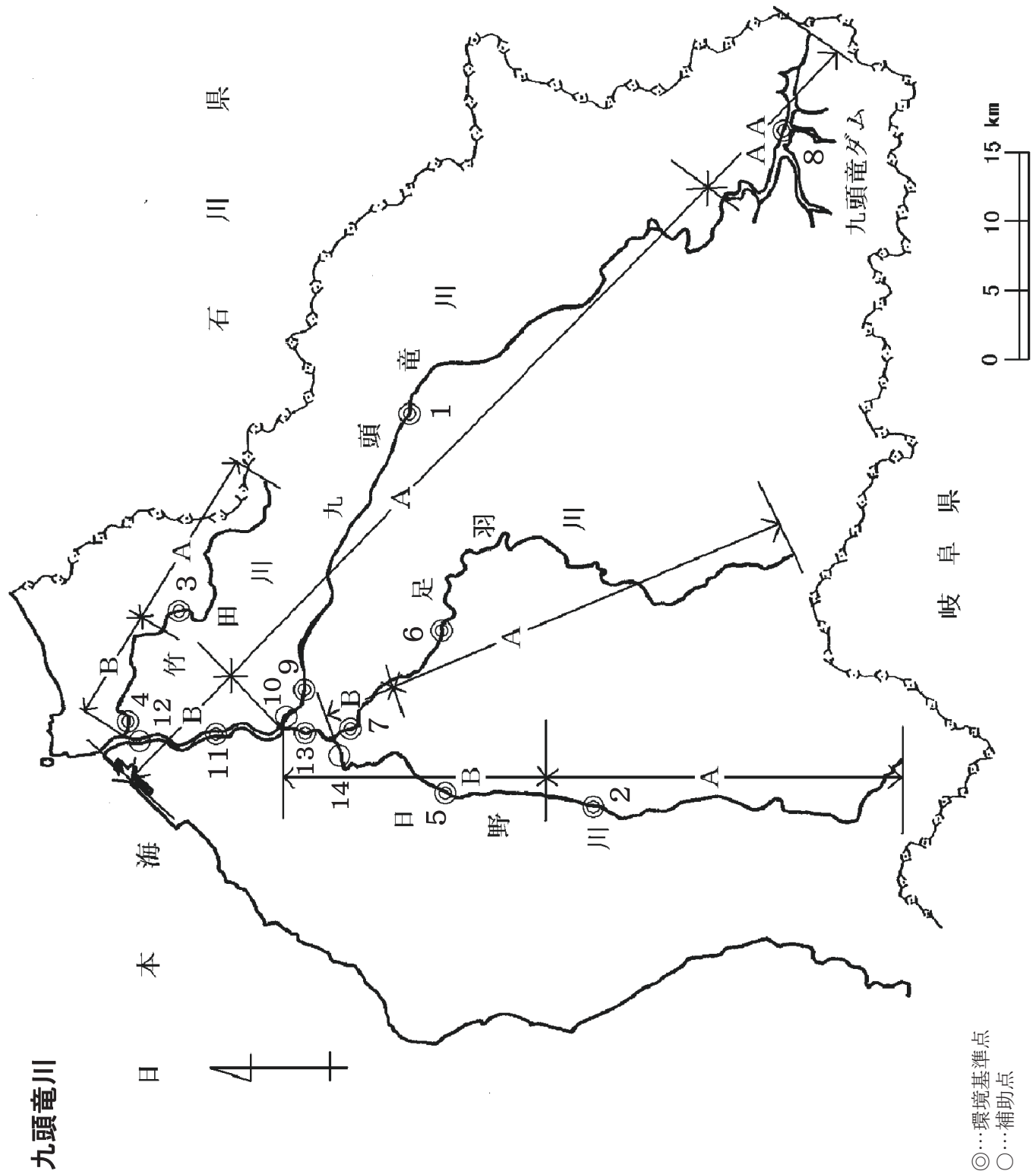


11 水系別・項目別検体数

測定項目	生活環境項目				健康				監視項目				要監				特殊項目等				水生生物保全項目				合計	
	P	D	B	C	S	O	D	S	全	カ	ド	全	全	カ	ド	全	全	カ	ド	全	全	カ	ド	全	健康	生活環境
九頭竜川	129	129	129	129	129	129	129	129	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	460	101
九頭竜川	240	240	240	240	240	240	240	240	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	1221	1200
箕の川	36	36	36	36	36	36	36	36	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	208	8
耳川	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	38	50
北川	32	32	32	32	32	32	32	32	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	184	89
南川	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	38	51
小計(河川)	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	2467	2130
北潟湖	66	48	66	66	66	48	66	66	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	378	26
三方五湖	78	66	78	78	78	66	78	78	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	456	49
小計(湖沼)																									834	75
九頭竜川	24	24	24	24	24	24	24	24	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	96	72
越前加賀海岸	48	48	48	48	48	48	48	48	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	196	
敦賀湾海域	28	28	28	28	28	28	28	28	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	168	48
若狭湾東部海域	20	20	20	20	20	20	20	20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	80	
小浜湾海域	24	24	24	24	24	24	24	24	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	144	23
世久島湾海域	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	24	
矢代湾海域	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	24	
内浦湾海域	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	24	
小計(海域)	749	719	449	749	593	180	156	231	100	78	82	84	83	100	19	98	98	98	98	98	98	98	98	98	4057	2348
合計	749	719	449	749	593	180	156	231	100	78	82	84	83	100	19	98	98	98	98	98	98	98	98	98	4057	2348

\*1 水生生物保全項目中の「シロホロム」の欄に計上  
\*2 水生生物保全項目中の「全亜鉛」の欄に計上

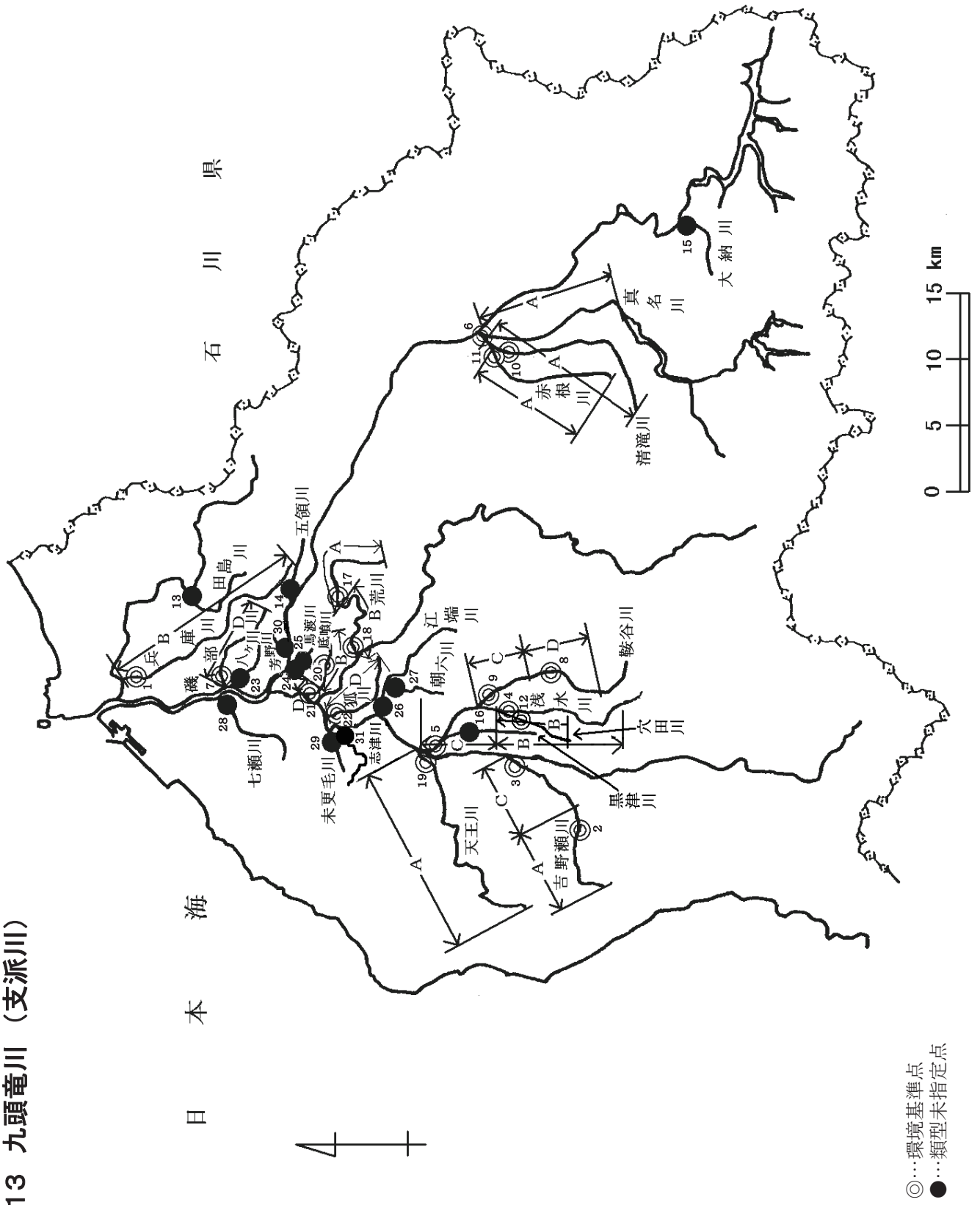
# 12 九頭竜川



◎…環境基準点  
○…補助点



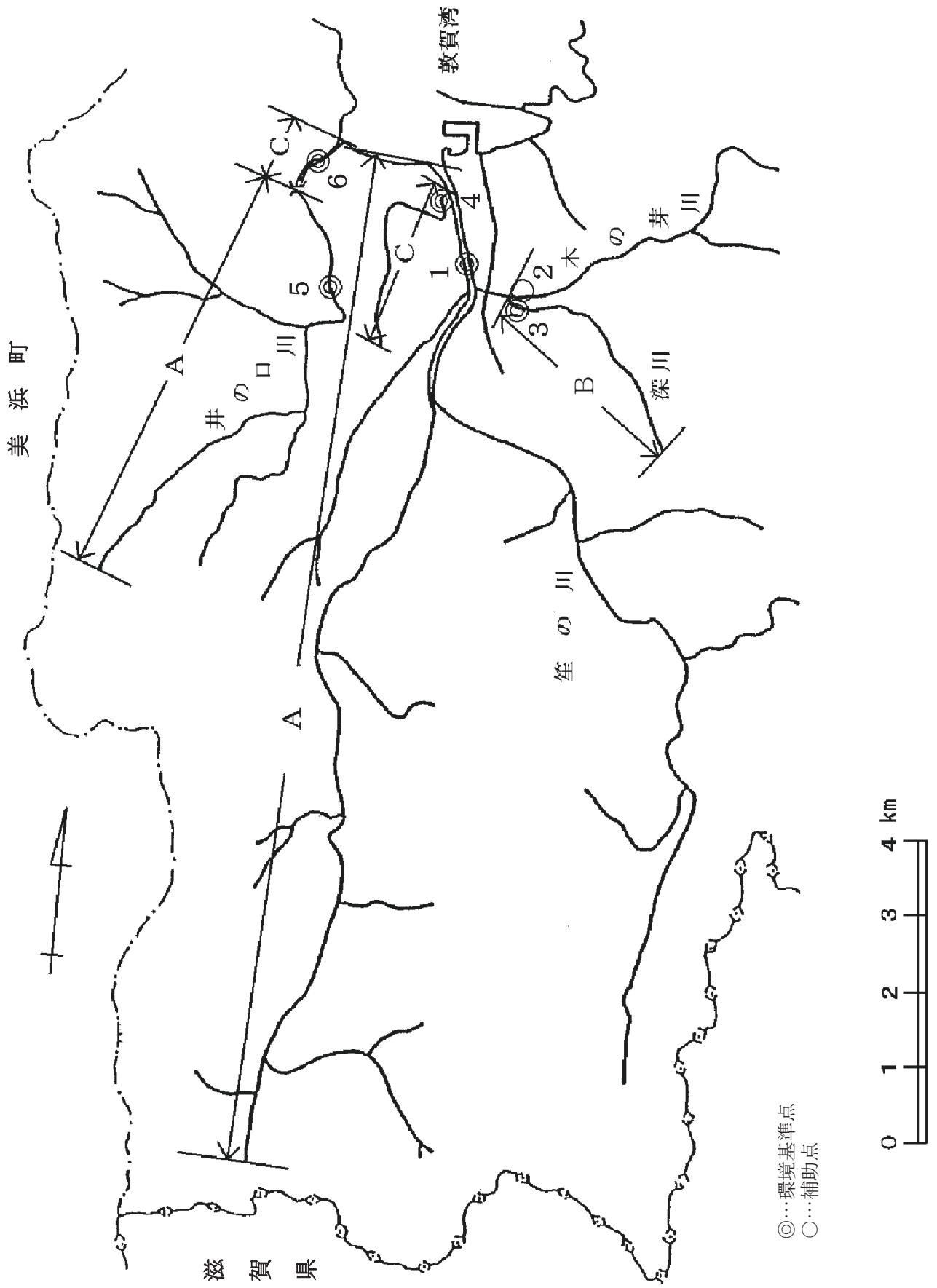
13 九頭竜川 (支派川)







# 14 笙の川・井の口の川

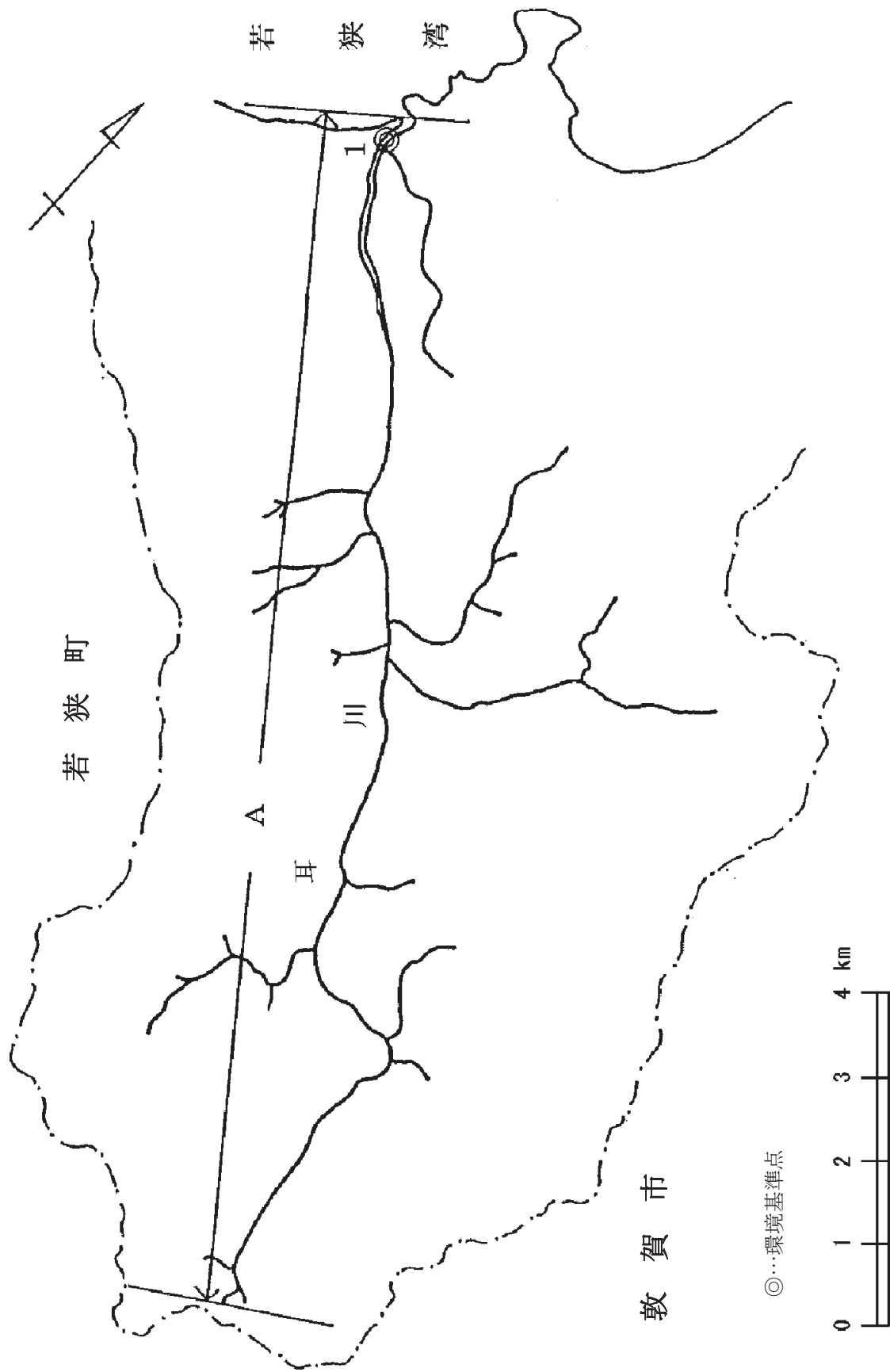


調査機関	調査担当	測定地点名	測定月	測定項目										項目										合計														
				生活環境項目	健康					監視					要監					特殊項目等					水生生物保全項目					健康	生活環境	監視項目	項目等					
					P	D	B	C	S	六価	銅	亜鉛	水銀	全銅	銅	鉛	水銀	全銅	銅	鉛	水銀	全銅	銅	鉛	水銀	全銅	銅	鉛	水銀					全銅				

\*1 水生生物保全項目中の「クロロホルム」の欄に計上  
 \*2 水生生物保全項目中の「全亜鉛」の欄に計上

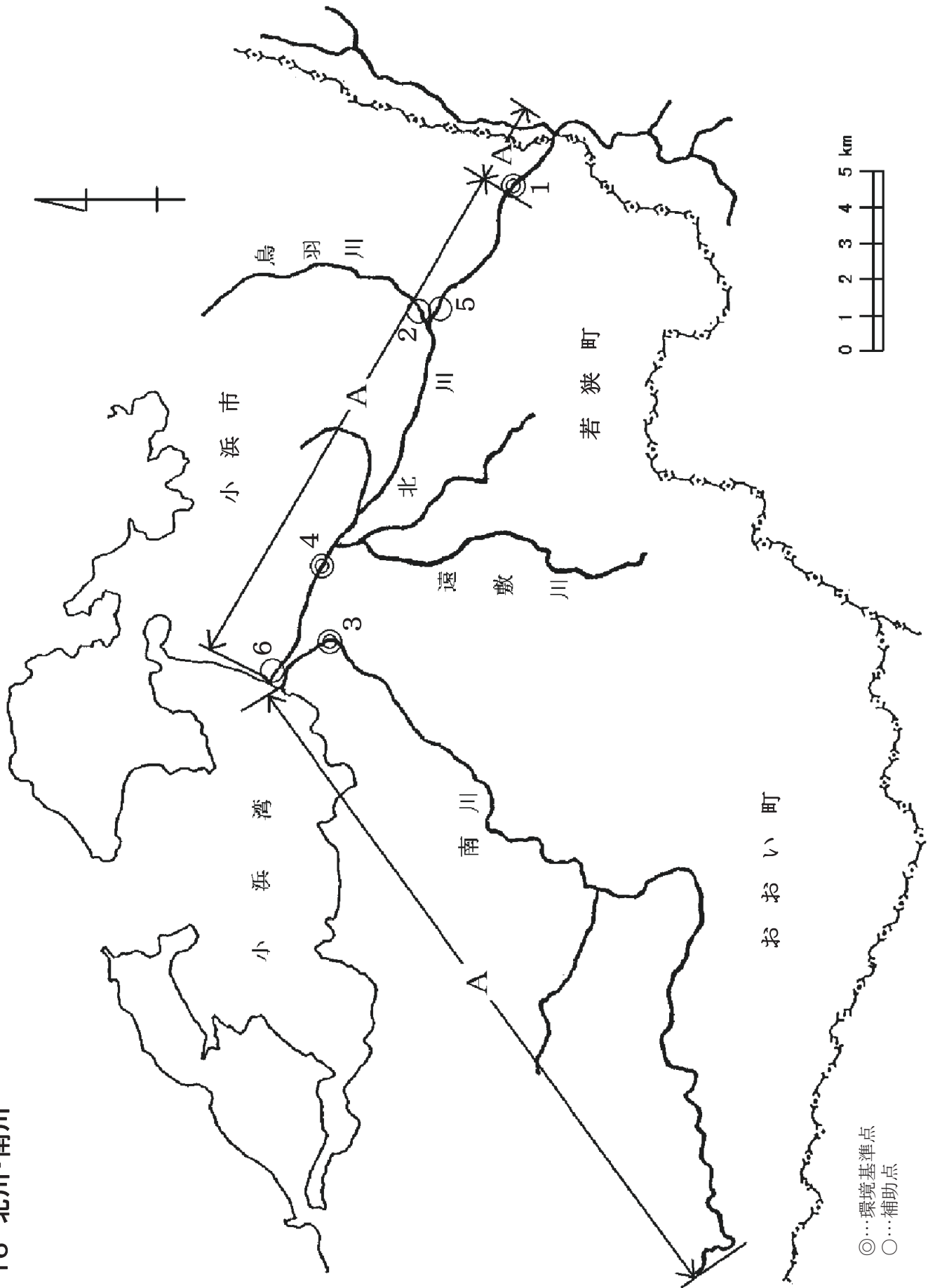
◎ …… 環境基準点 ○ …… 補助点

15 耳川





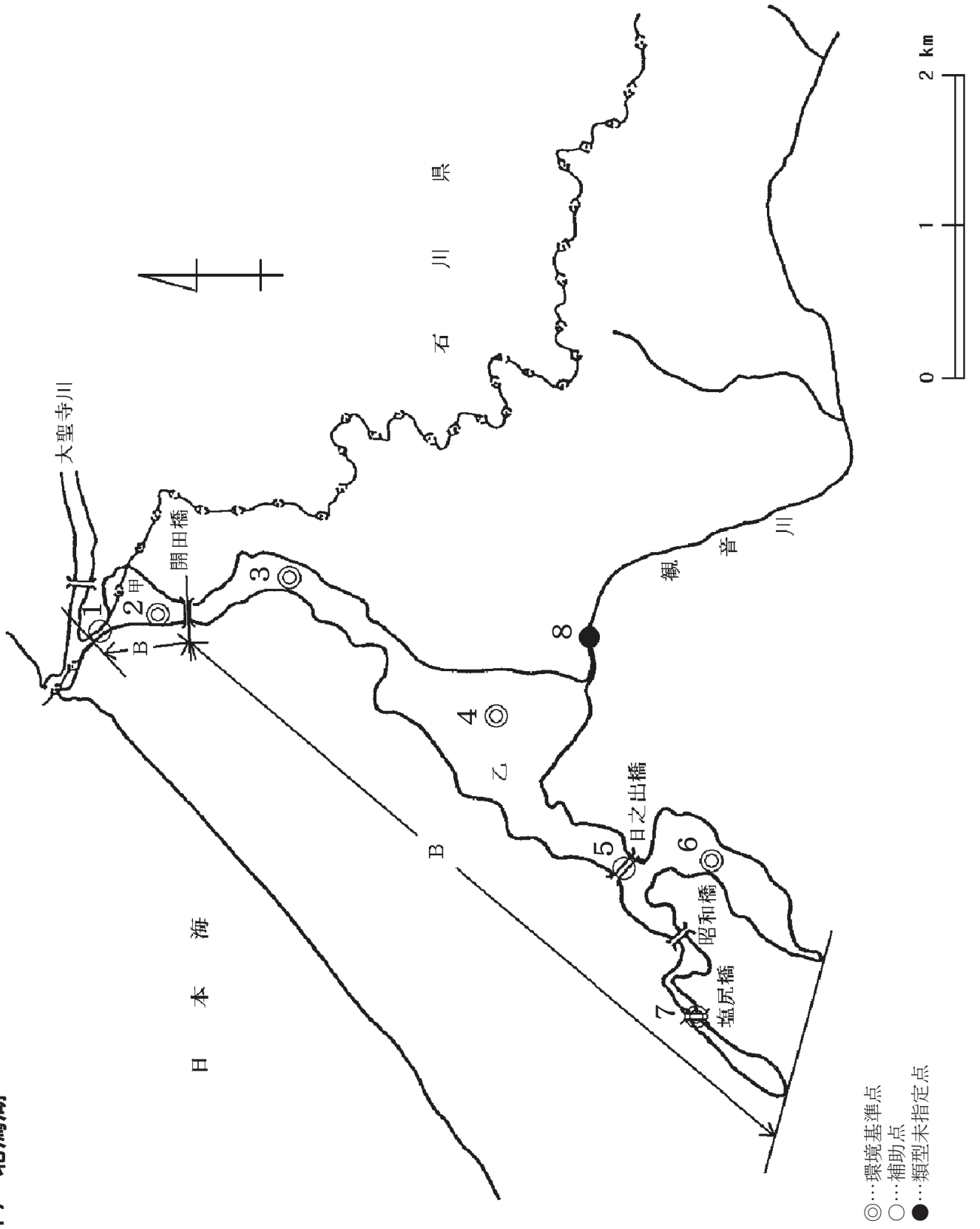
16 北川・南川



調査種別	測定地点名	測定月	測定項目															項目			合計							
			生活環境項目					健康項目					要監視項目					特殊項目等		水生生物保全項目								
			生活環境項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	要	監	視	項	目	特殊項目等	特殊項目等	特殊項目等	特殊項目等	水生生物保全項目	水生生物保全項目	水生生物保全項目	水生生物保全項目	水生生物保全項目	水生生物保全項目	水生生物保全項目	水生生物保全項目				
			生活環境項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	要	監	視	項	目	特殊項目等	特殊項目等	特殊項目等	特殊項目等	水生生物保全項目	水生生物保全項目	水生生物保全項目	水生生物保全項目	水生生物保全項目	水生生物保全項目	水生生物保全項目					
常北橋	測定地点名	測定月	生活環境項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目			
			生活環境項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目		
			生活環境項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	
			生活環境項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目
			生活環境項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目
常北橋	測定地点名	測定月	生活環境項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目			
常北橋	測定地点名	測定月	生活環境項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目	健康項目			

\*1 水生生物保全項目中の「クワトロホルム」の欄に計上  
\*2 水生生物保全項目中の「全亜鉛」の欄に計上

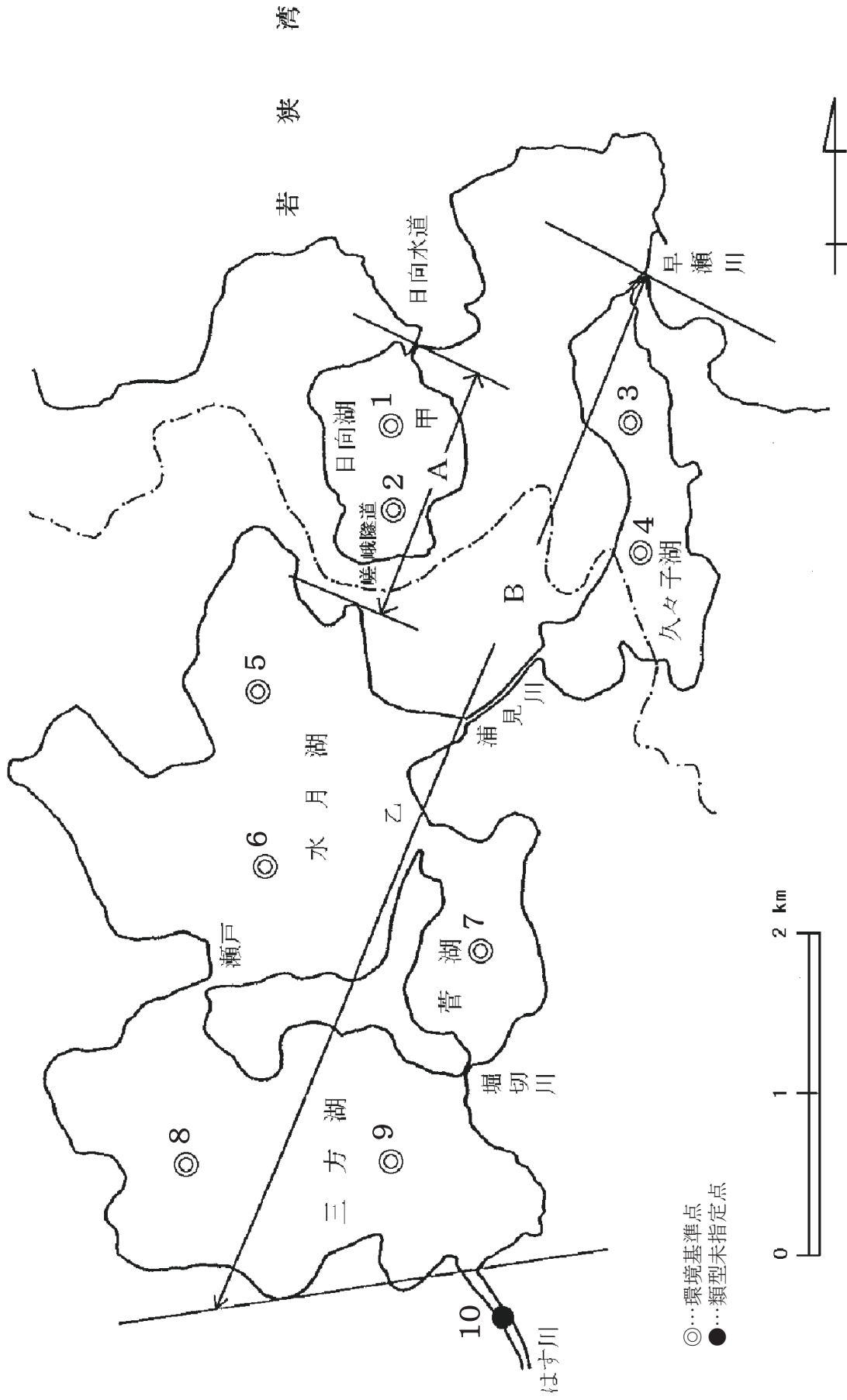
# 17 北瀉湖





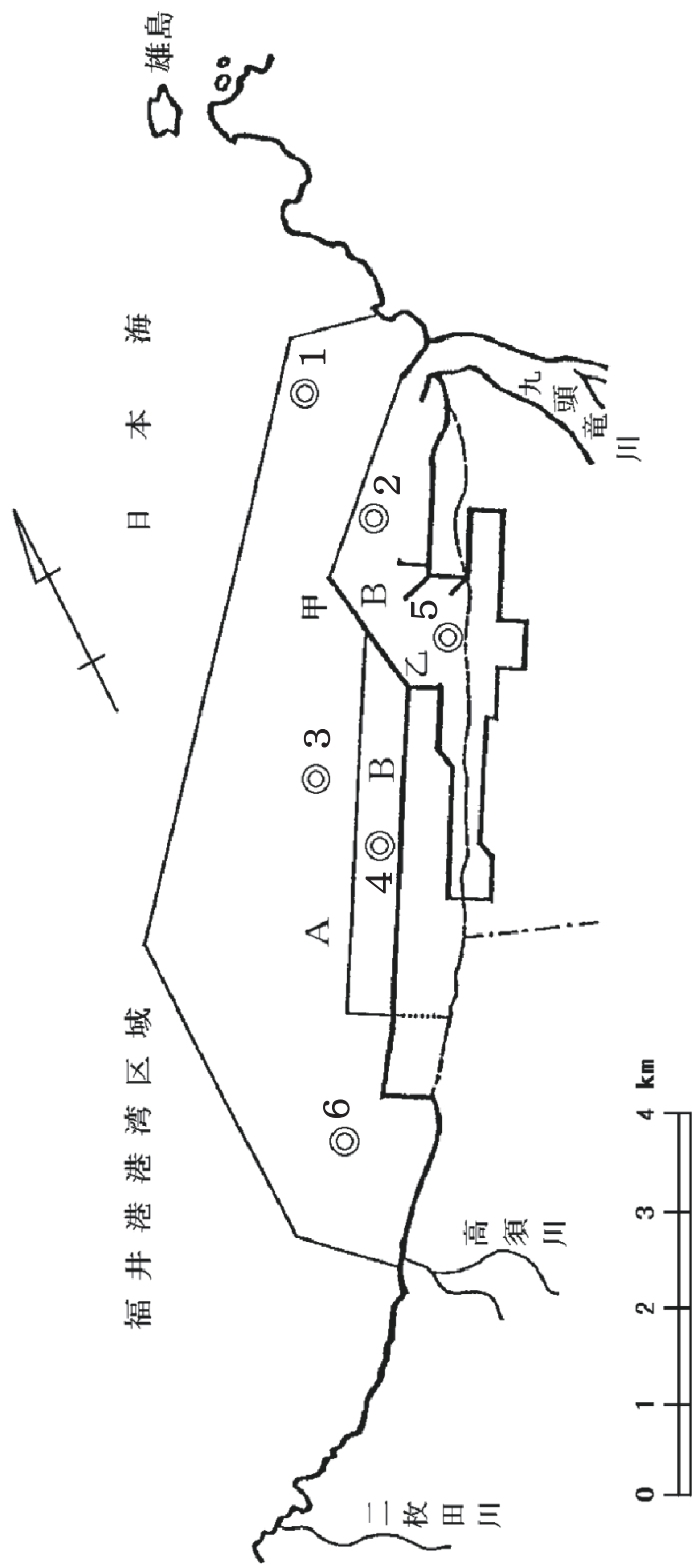


# 18 三方五湖





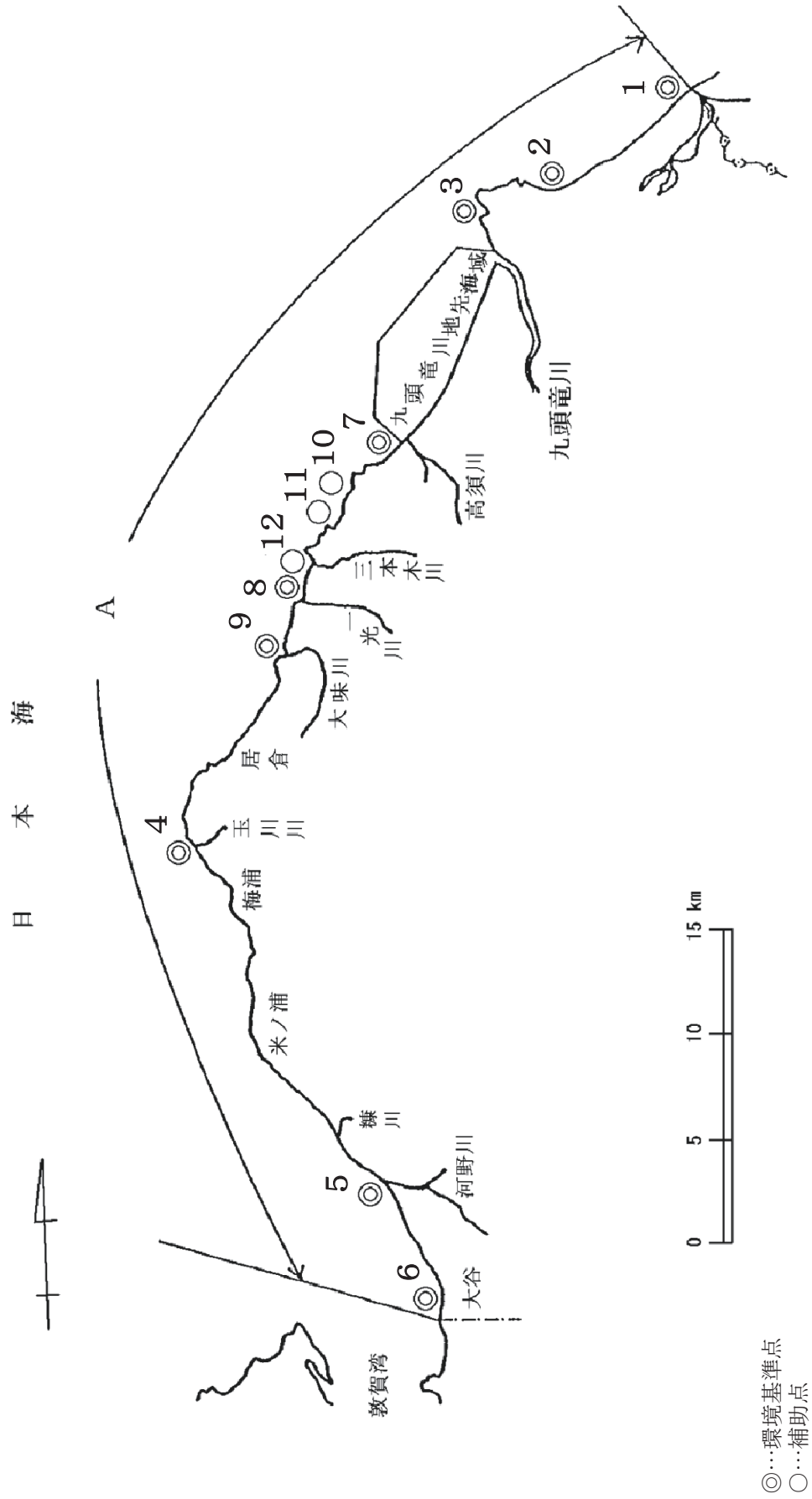
# 19 九頭竜川地先



◎…環境基準点

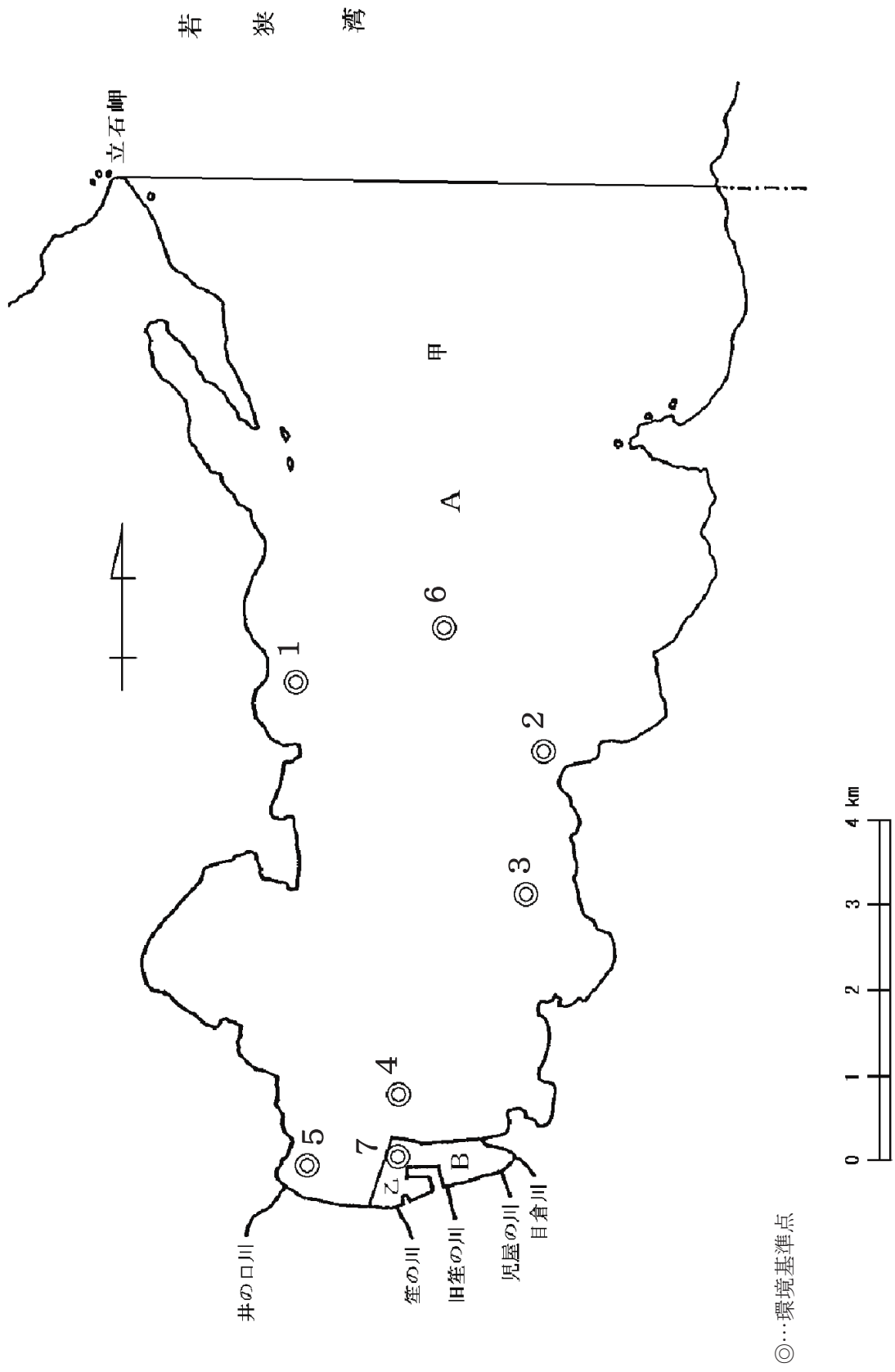


# 20 越前加賀海岸地先





## 21 敦賀湾





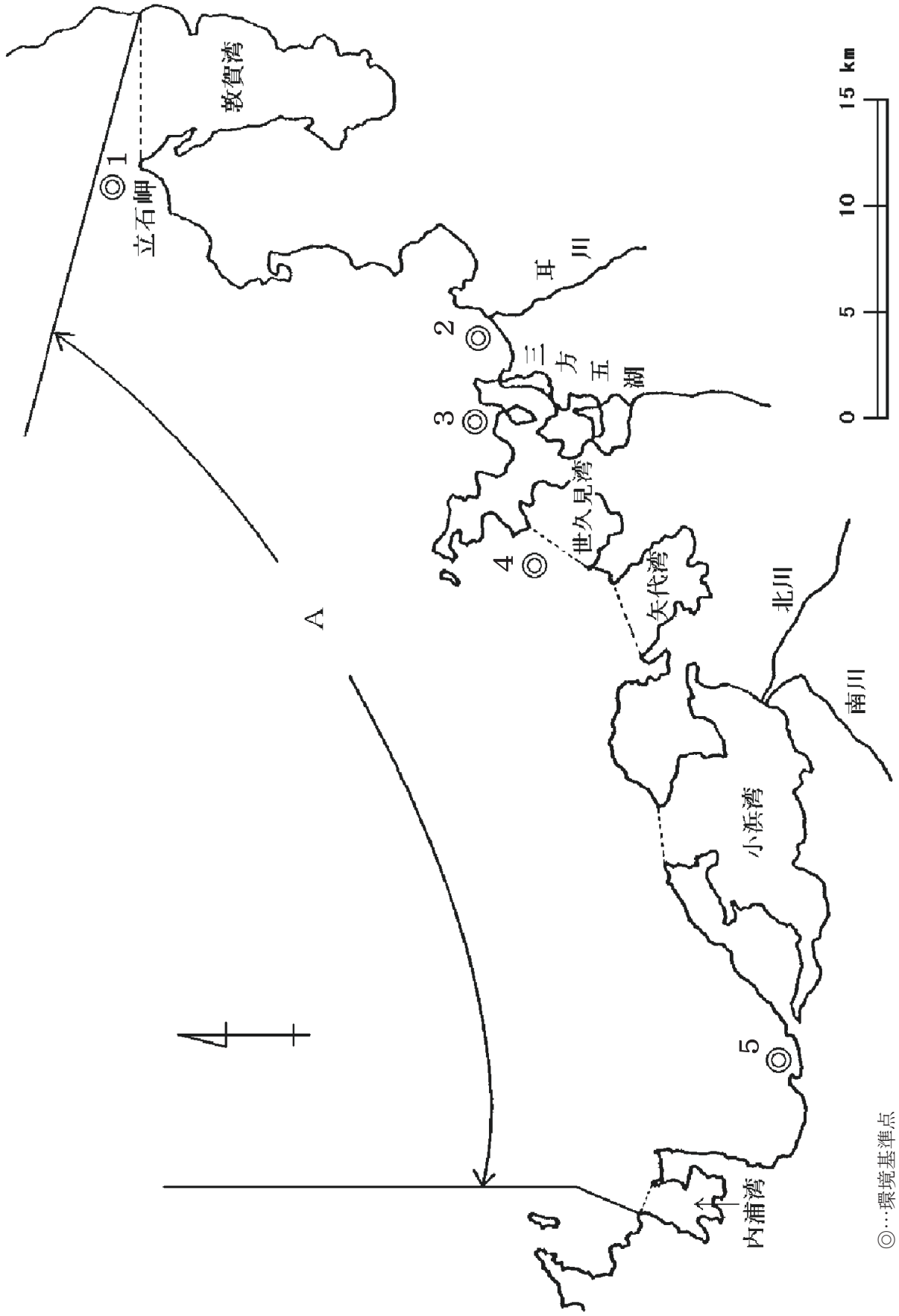
調査担当者名	測定地点名	測定月	測定項目														項目			合計																		
			生活環境項目				健康項目				要監視項目				特殊項目等		水生生物保全項目		生 活 環 境 項 目		健康 監視 項目	特 殊 保 全 項 目																
			PC D	C 大 油 全 カ シ	ト シ カ シ	カ シ	六 社 純 価	水 キ ル 水	ア ル キ 水	ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク	シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ	ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト	リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ	テ テ テ テ テ テ テ テ テ テ テ テ	チ チ チ チ チ チ チ チ チ チ チ チ	セ セ セ セ セ セ セ セ セ セ セ	レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ	ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル					鉛	銅	ヒ	ヒ												
◎ 1	608-02	5.8.11.3	4	4	4	4																				24												
◎ 2	608-03	"	4	4	4	4																						24										
◎ 3	608-04	"	4	4	4	4																						24										
◎ 4	608-06	"	4	4	4	4																						24	4									
◎ 5	608-07	"	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	2	2	2	4						410	
◎ 6	608-08	"	4	4	4	4																						24										
◎ 7	609-01	"	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		4	2	2	2	4						410	
計 7	地点																										168	48										1220

※1 水生生物保全項目中の「クロロホルム」の欄に計上

※2 水生生物保全項目中の「全砒素」の欄に計上

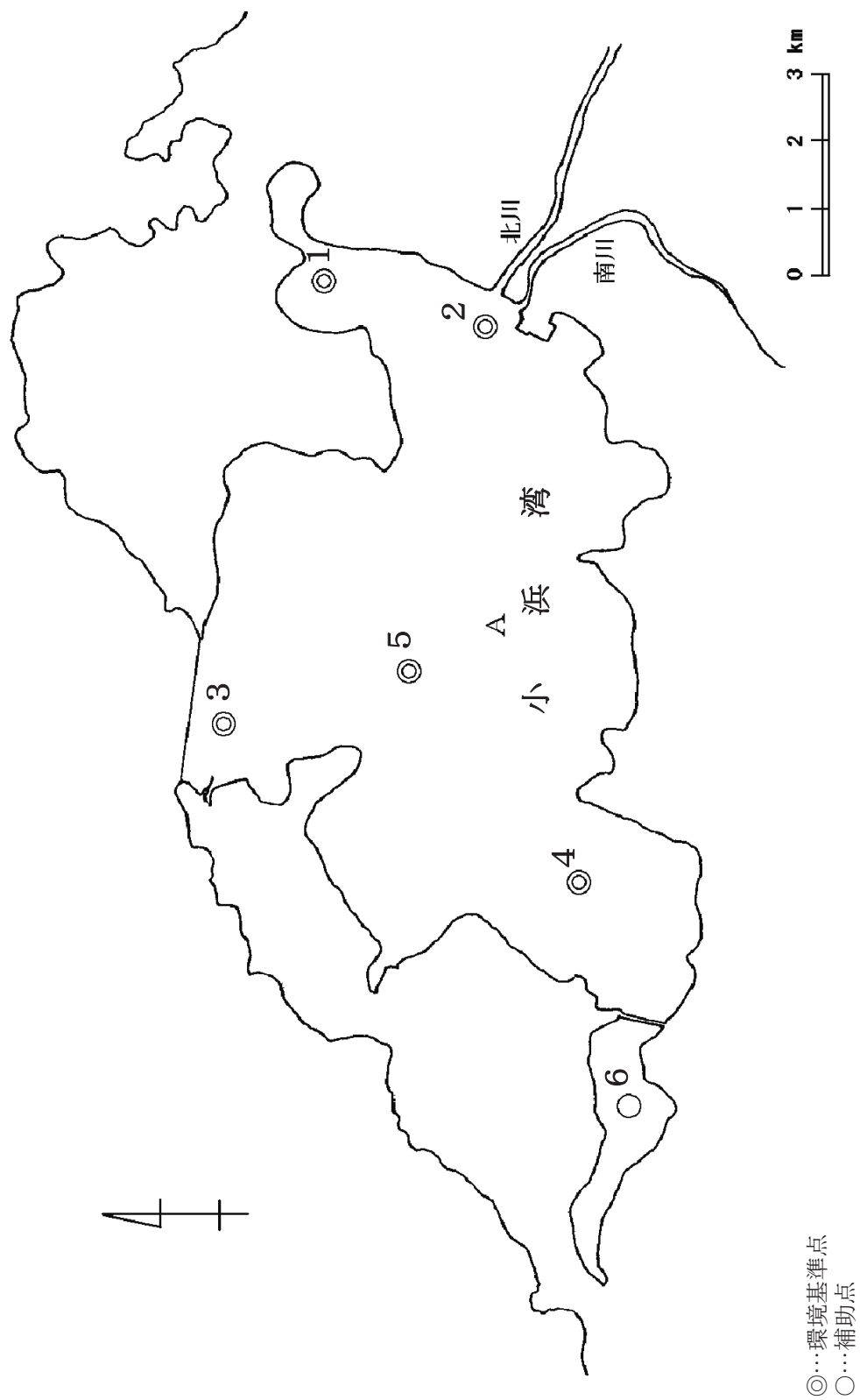
◎ …… 環境基準点

22 若狭湾東部



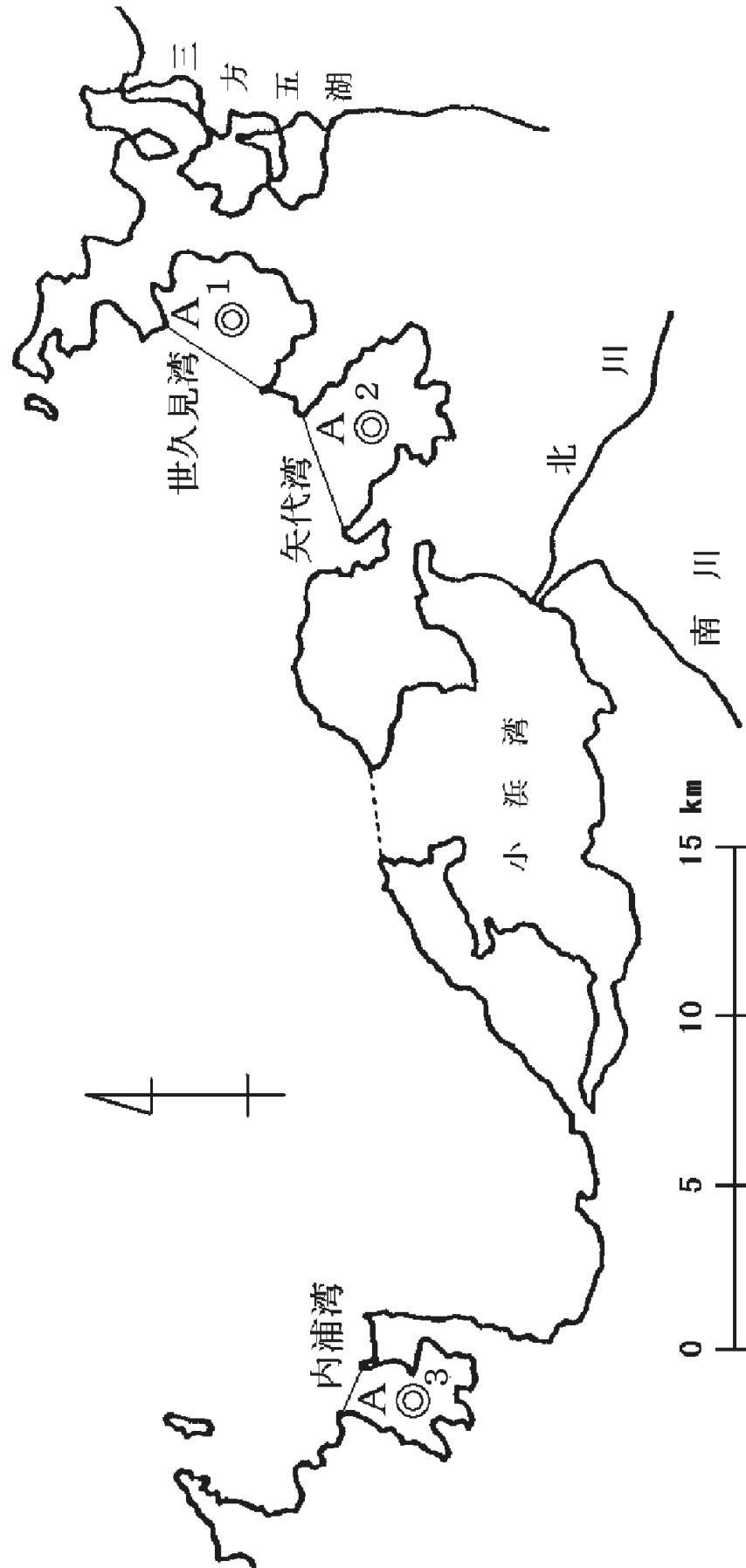


# 23 小浜湾





- 24 世久見湾
- 25 矢代湾
- 26 内浦湾



◎…環境基準点



27 別表1 測定方法

(平成31年2月28日現在)

区分	項目	報告下限値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)	測定方法
生活環境項目等	水温	—	—	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)7.1に定める方法
	水温	—	—	規格7.2に定める方法
	外観	—	—	規格8に定める方法
	臭気	—	—	規格10に定める方法
	透明度	—	—	規格9に定める方法
	透視度	—	—	海洋観測指針による方法
	pH	—	6.0~8.5	規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	D	O	0.5	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	BOD	D	0.5	規格21に定める方法
	COD	D	0.5	規格17に定める方法
	SS	S	1	昭和46年環境庁告示第59号(以下「告示」という。)付表9に掲げる方法
	大腸菌群数	分	2	告示別表2.1(1)ア備考4に掲げる方法
	油分	分	0.5	告示付表13に掲げる方法
	全窒素	素	0.05	規格45.2、45.3、45.4又は45.6に定める方法
全燐	燐	0.003	規格46.3に定める方法	
健康項目	カドミウム	0.001	0.003	規格55.2、55.3又は55.4に定める方法
	全シアン	0.1	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
	鉛	0.002	0.01	規格54に定める方法
	六価クロム	0.02	0.05	規格65.2に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
	砒素	0.005	0.01	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
	総水銀	0.0005	0.0005	告示付表1に掲げる方法
	アルキル水銀	0.0005	検出されないこと	告示付表2に掲げる方法
	PCB	0.0005	検出されないこと	告示付表3に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.002	0.02	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	四塩化炭素	0.0002	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,2-ジクロロエタン	0.0004	0.004	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	0.002	0.1	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	同上
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	1	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	0.006	同上
	トリクロロエチレン	0.001	0.01	同上
	テトラクロロエチレン	0.0005	0.01	同上
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	0.0006	0.006	告示付表4に掲げる方法
	シマジン	0.0003	0.003	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.002	0.02	同上
	ベンゼン	0.001	0.01	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	0.002	0.01	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02	10	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
	ふっ素	0.1	0.8	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示付表6に掲げる方法
	ほう素	0.02	1	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
	1,4-ジオキサン	0.005	0.05	告示付表7に掲げる方法

注： 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

なお、硝酸性窒素の報告下限値、亜硝酸性窒素の報告下限値はともに0.01 mg/Lとする。



区分	項目	報告下限値 (mg/L)	指針値 (mg/L)	測定方法
要 監 視 項 目	クロロホルム	0.003	0.06	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	同上
	1,2-ジクロロプロパン	0.006	0.06	同上
	p-ジクロロベンゼン	0.02	0.2	同上
	イソキサチオン	0.0008	0.008	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（環境庁水質保全局水質規制課長通知、平成5年環水規第121号（以下「通知」という。）付表1の第1又は第2に掲げる方法
	ダイアジノン	0.0005	0.005	同上
	フェニトロチオン	0.0003	0.003	同上
	イソプロチオラン	0.004	0.04	同上
	オキシシン銅	0.004	0.04	通知付表2に掲げる方法
	クロロタロニル	0.005	0.05	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	プロピザミド	0.0008	0.008	同上
	EPN	0.0006	0.006	同上
	ジクロロボス	0.0008	0.008	同上
	フェノブカルブ	0.003	0.03	同上
	イプロベンホス	0.0008	0.008	同上
	クロルニトロフェン	0.0001	—	同上
	トルエン	0.06	0.6	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	キシレン	0.04	0.4	同上
	フタル酸ジエチルヘキシルニッケル	0.006	0.06	通知付表3の第1又は第2に掲げる方法
	モリブデン	0.005	—	規格59.3に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法
アンチモン	0.01	0.07	規格68.2に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法	
塩化ビニルモノマー	0.001	0.02	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（環境省環境管理局水環境部長通知、平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号（以下「通知2」という。）付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	
エピクロロヒドリン	0.0002	0.002	通知2付表1に掲げる方法	
全マンガン	0.0001	0.0004	通知2付表2に掲げる方法	
ウーラ	0.02	0.2	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	
	0.0002	0.002	通知2付表4の第1又は第2に掲げる方法	
特 殊 項 目 等	フェノール類	0.01	—	規格28.1に定める方法又は自動分析(4-アミノフェリ法)
	銅	0.01	—	規格52.2若しくは52.4に定める方法
	亜鉛	0.001	—	規格53に定める方法
	鉄（溶解性）	0.1	—	日本工業規格M0202の32のa)の(2)及び規格57.2に定める方法又は規格57.3に定める方法
	マンガン(溶解性)	0.05	—	日本工業規格M0202の33のa)の(2)及び規格56.2に定める方法、規格56.4又は規格56.5に定める方法
	クロム	0.02	—	規格65.1に定める方法
	塩化物イオン	0.5	—	規格35に定める方法又は自動分析(チオアセチル酸第2水銀法)
	クロロフィルa	0.1(μg/L)	—	アセトン抽出、三色比色法
	硫化水素	0.1	—	メチレンブルーによる吸光光度法及びよう素滴定法
	アンモニウム態窒素	0.01	—	規格42に定める方法又は自動分析(インドフェノール青法)
植物プランクトン	—	—	静置濃縮法により同定、計数	
動物プランクトン	—	—	プランクトンネット濃縮法により同定、計数	
水 生 物 保 全 項 目	全亜鉛 <sup>(*)</sup>	0.001	0.01~0.03	規格53に定める方法
	ノニルフェノール <sup>(*)</sup>	0.00006	0.0006~0.002	告示付表11に掲げる方法
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 <sup>(*)</sup>	0.0006	0.006~0.05	告示付表12に掲げる方法
	底層溶存酸素量 <sup>(*)</sup>	0.5	2.0~4.0	告示付表13に掲げる方法
	クロロホルム	0.003	0.006~3	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	フェノール	0.005	0.01~2	水質汚濁に係る環境基準等についての一部を改正する件の施行等について（環境省環境管理局水環境部長通知、平成15年環水企発第031105001号・環水管発第031105001号（以下「通知3」という。）付表1に掲げる方法
	ホルムアルデヒド	0.01	0.03~1	通知3付表2に掲げる方法
	4-t-オクチルフェノール	0.00003	0.0004~0.004	水質汚濁に係る環境基準等についての一部を改正する件の施行等について（環境省水・大気環境局長通知、平成25年環水大発第1303272号（以下「通知4」という。）付表1に掲げる方法
アニリン	0.002	0.02~0.1	通知4付表2に掲げる方法	
2,4-ジクロロフェノール	0.0003	0.003~0.03	通知4付表3に掲げる方法	

(\*)：全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、底層溶存酸素量は環境基準項目である。

2.8 別表 2 公共用水域水質測定結果表

項目コード	項目名	精度情報 定量下限 分析手法 備考	測定データ		測定データ		測定データ		測定データ		測定データ		測定データ		測定データ		測定データ		
			コメント	測定値	コメント	測定値	コメント	測定値	コメント	測定値	コメント	測定値	コメント	測定値	コメント	測定値	コメント	測定値	コメント
1103	水温																		
1111	溶解酸素																		
1112	浮遊固体																		
1113	濁度																		
1104	色度																		
1105	化学酸素																		
1106	生物酸素																		
1109	全水素																		
1114	透明度																		
1201	pH																		
1202	DO	0.5																	
1203	BOD	0.5																	
1204	COD	0.5																	
1205	SS	1																	
1206	大腸菌群数 (MPN/100ml)	2																	
1207	大腸菌群数 (MPN/100ml)	0.5																	
1208	サルモネラ属菌数 (MPN/100ml)	0.05																	
1209	金藻属	0.003																	
1301	カミシロ	0.001																	
1302	カミシロ	0.1																	
1304	臭	0.002																	
1305	不溶コロム	0.02																	
1306	遊離素	0.005																	
1307	遊離素	0.005																	
1308	アルミル水素	0.0005																	
1309	FSB	0.0005																	
1310	クロロホルム	0.02																	
1311	四塩化炭素	0.002																	
1312	1,1-ジクロロエチレン	0.004																	
1313	1,1-ジクロロエチレン	0.004																	
1314	1,1-ジクロロエチレン	0.004																	
1315	1,1-ジクロロエチレン	0.0005																	
1316	1,1-ジクロロエチレン	0.0006																	
1317	1,1-ジクロロエチレン	0.001																	
1318	1,1-ジクロロエチレン	0.0005																	
1319	1,1-ジクロロエチレン	0.0002																	
1320	シアン	0.0006																	
1321	シアン	0.0003																	
1322	チオベンザル	0.002																	
1323	ベンゼン	0.001																	
1324	ベンゼン	0.002																	
1513	硝酸性窒素	0.01																	
1512	亜硝酸性窒素	0.01																	
1821	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02																	
1407	全リン	0.1																	
1406	活性リン	0.1																	
1326	ほう素	0.02																	
1801	クロホルム	0.003																	
1802	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004																	
1803	1,2-ジクロロエチレン	0.006																	
1804	1,2-ジクロロエチレン	0.02																	
1805	1,1-ジクロロエチレン	0.0008																	
1806	1,1-ジクロロエチレン	0.0005																	
1807	1,1-ジクロロエチレン	0.0003																	
1808	1,1-ジクロロエチレン	0.004																	
1809	1,1-ジクロロエチレン	0.004																	
1810	1,1-ジクロロエチレン	0.005																	
1811	1,1-ジクロロエチレン	0.0005																	
1301	カミシロ	0.0005																	
1812	シアン	0.0005																	
1813	シアン	0.0005																	
1814	シアン	0.0005																	

1815	カポルミトロロニン	0.0001
1816	トルエン	0.06
1817	キシレン	0.04
1818	フェルル酸ジエチルヘキシル	0.008
1825	ニガアル	0.005
1820	モリブデン	0.01
1824	アサチモン	0.001
1822	環状ニルモノス	0.0002
1823	エチロロロリン	0.0001
1824	エチロロロリン	0.005
1825	オキシロロリン	0.02
1826	フタリ	0.0002
1401	フェニール	0.01
1402	ニル	0.01
1403	ニル	0.001
1404	ニル	0.01
1405	ニル	0.01
1406	ニル	0.02
1407	ニル	0.01
1408	ニル	0.01
1409	ニル	0.003
1410	ニル	0.003
1411	ニル	0.003
1412	ニル	0.003
1413	ニル	0.003
1414	ニル	0.003
1415	ニル	0.003
1416	ニル	0.003
1417	ニル	0.003
1418	ニル	0.003
1419	ニル	0.003
1420	ニル	0.003
1421	ニル	0.003
1422	ニル	0.003
1423	ニル	0.003
1424	ニル	0.003
1425	ニル	0.003
1426	ニル	0.003
1427	ニル	0.003
1428	ニル	0.003
1429	ニル	0.003
1430	ニル	0.003
1431	ニル	0.003
1432	ニル	0.003
1433	ニル	0.003
1434	ニル	0.003
1435	ニル	0.003
1436	ニル	0.003
1437	ニル	0.003
1438	ニル	0.003
1439	ニル	0.003
1440	ニル	0.003
1441	ニル	0.003
1442	ニル	0.003
1443	ニル	0.003
1444	ニル	0.003
1445	ニル	0.003
1446	ニル	0.003
1447	ニル	0.003
1448	ニル	0.003
1449	ニル	0.003
1450	ニル	0.003
1451	ニル	0.003
1452	ニル	0.003
1453	ニル	0.003
1454	ニル	0.003
1455	ニル	0.003
1456	ニル	0.003
1457	ニル	0.003
1458	ニル	0.003
1459	ニル	0.003
1460	ニル	0.003
1461	ニル	0.003
1462	ニル	0.003
1463	ニル	0.003
1464	ニル	0.003
1465	ニル	0.003
1466	ニル	0.003
1467	ニル	0.003
1468	ニル	0.003
1469	ニル	0.003
1470	ニル	0.003
1471	ニル	0.003
1472	ニル	0.003
1473	ニル	0.003
1474	ニル	0.003
1475	ニル	0.003
1476	ニル	0.003
1477	ニル	0.003
1478	ニル	0.003
1479	ニル	0.003
1480	ニル	0.003
1481	ニル	0.003
1482	ニル	0.003
1483	ニル	0.003
1484	ニル	0.003
1485	ニル	0.003
1486	ニル	0.003
1487	ニル	0.003
1488	ニル	0.003
1489	ニル	0.003
1490	ニル	0.003
1491	ニル	0.003
1492	ニル	0.003
1493	ニル	0.003
1494	ニル	0.003
1495	ニル	0.003
1496	ニル	0.003
1497	ニル	0.003
1498	ニル	0.003
1499	ニル	0.003
1500	ニル	0.003
1501	ニル	0.003
1502	ニル	0.003
1503	ニル	0.003
1504	ニル	0.003
1505	ニル	0.003
1506	ニル	0.003
1507	ニル	0.003
1508	ニル	0.003
1509	ニル	0.003
1510	ニル	0.003
1511	ニル	0.003
1512	ニル	0.003
1513	ニル	0.003
1514	ニル	0.003
1515	ニル	0.003
1516	ニル	0.003
1517	ニル	0.003
1518	ニル	0.003
1519	ニル	0.003
1520	ニル	0.003
1521	ニル	0.003
1522	ニル	0.003
1523	ニル	0.003
1524	ニル	0.003
1525	ニル	0.003
1526	ニル	0.003
1527	ニル	0.003
1528	ニル	0.003
1529	ニル	0.003
1530	ニル	0.003
1531	ニル	0.003
1532	ニル	0.003
1533	ニル	0.003
1534	ニル	0.003
1535	ニル	0.003
1536	ニル	0.003
1537	ニル	0.003
1538	ニル	0.003
1539	ニル	0.003
1540	ニル	0.003
1541	ニル	0.003
1542	ニル	0.003
1543	ニル	0.003
1544	ニル	0.003
1545	ニル	0.003
1546	ニル	0.003
1547	ニル	0.003
1548	ニル	0.003
1549	ニル	0.003
1550	ニル	0.003
1551	ニル	0.003
1552	ニル	0.003
1553	ニル	0.003
1554	ニル	0.003
1555	ニル	0.003
1556	ニル	0.003
1557	ニル	0.003
1558	ニル	0.003
1559	ニル	0.003
1560	ニル	0.003
1561	ニル	0.003
1562	ニル	0.003
1563	ニル	0.003
1564	ニル	0.003
1565	ニル	0.003
1566	ニル	0.003
1567	ニル	0.003
1568	ニル	0.003
1569	ニル	0.003
1570	ニル	0.003
1571	ニル	0.003
1572	ニル	0.003
1573	ニル	0.003
1574	ニル	0.003
1575	ニル	0.003
1576	ニル	0.003
1577	ニル	0.003
1578	ニル	0.003
1579	ニル	0.003
1580	ニル	0.003
1581	ニル	0.003
1582	ニル	0.003
1583	ニル	0.003
1584	ニル	0.003
1585	ニル	0.003
1586	ニル	0.003
1587	ニル	0.003
1588	ニル	0.003
1589	ニル	0.003
1590	ニル	0.003
1591	ニル	0.003
1592	ニル	0.003
1593	ニル	0.003
1594	ニル	0.003
1595	ニル	0.003
1596	ニル	0.003
1597	ニル	0.003
1598	ニル	0.003
1599	ニル	0.003
1600	ニル	0.003
1601	ニル	0.003
1602	ニル	0.003
1603	ニル	0.003
1604	ニル	0.003
1605	ニル	0.003
1606	ニル	0.003
1607	ニル	0.003
1608	ニル	0.003
1609	ニル	0.003
1610	ニル	0.003
1611	ニル	0.003

## 29 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

### (1) 河川

(平成30年3月31日現在)

水域の名称		水域の範囲	該当 類型	達成期間 (注1)	指定年月日	環境基準点 (注2)
九 頭 竜 川 水 系	九頭竜川上流	石徹白川合流点から上流の水域	AA	イ	S47. 3. 31	九頭竜ダム
	九頭竜川中流	石徹白川合流点から日野川合流点までの水域	A	ロ		荒鹿橋
	九頭竜川下流	日野川合流点から下流の水域	B	イ		中角橋
	日野川上流	御清水川合流点から上流の水域	A	イ		布施田橋
	日野川下流	御清水川合流点から下流の水域	B	ロ		豊橋
	竹田川上流	御迎橋から上流の水域	A	イ		清水山橋
	竹田川下流	御迎橋から下流の水域	B	ハ		明治橋(深谷)
	足羽川上流	板垣橋から上流の水域	A	ロ		清間橋
	足羽川下流	板垣橋から下流の水域	B	ハ		栄橋
	吉野瀬川上流	大虫川合流点から上流の水域	A	イ		S53. 3. 31
	吉野瀬川下流	大虫川合流点から下流の水域	C	イ	水越橋	
	兵庫川	全水域	B	イ	H9. 3. 21	芝原井橋
	磯部川	全域	D	ロ		下司橋
	底喰川上流	玉川橋から上流の水域	B	イ		新野中橋
	底喰川下流	玉川橋から下流の水域	D	ロ	H10. 3. 6	安沢橋
	狐川	全域	D	イ		護国橋
	荒川上流	東今泉橋から上流の水域	A	イ	H12. 3. 31	西野橋
	荒川下流	東今泉橋から下流の水域	B	イ		狐橋
	真名川	真名川ダムえん堤から下流の水域	A	イ	H14. 3. 29	東今泉橋
	浅水川上流	穴田川合流点から上流の水域	B	イ		水門
	浅水川下流	穴田川合流点から下流の水域	C	イ		土布子橋
	鞍谷川中流	相高橋から服部川合流点までの水域	D	ロ		曲木橋
	鞍谷川下流	服部川合流点から浅水川合流点までの水域	C	イ		天神橋
清滝川	全水域	A	イ	小富士橋		
赤根川	全水域	A	イ	浮橋		
天王川	全水域	A	イ	H16. 3. 31	新在家橋	
穴田川	全域	B	イ		東大月橋	
笙 井 の 川 お よ び 水 系	笙の川	※笙の川水域(深川および二夜の川水域を除く。)	A	イ	S48. 1. 31	末端
	深川	※木の芽川合流点から上流の水域	B	ロ		三島橋
	二夜の川	※笙の川合流点から上流の水域	C	ハ		末端
	井の口川上流	※沓見橋から上流の水域	A	イ		豊橋
井の口川下流	沓見橋から下流の水域	C	イ	穴地藏橋		
耳 川 水 系	耳川	※全水域	A	イ	H15. 3. 28	和田橋
北 南 川 お よ び 水 系	北川上流	※新道橋から上流の水域	A	イ	S49. 3. 1	新道大橋
	北川下流	※新道橋から下流の水域	A	ロ		高塚橋
	南川	※全水域	A	イ		湯岡橋
大 聖 寺 川 水 系	大聖寺川	石川県加賀市塩屋町への12の西端とあわら市浜坂62の1の北端を結んだ線から下流の水域(石川県の区域に属する水域を除く。)	B	イ	S51. 4. 20	

※ : この欄中の「水域」とは、当該水域およびこれに流入する公共用水域をいう。

## (2) 湖沼

水域の名称		水域の範囲	該当 類型	達成期間	指定年月日	環境基準点
北 潟 湖 水 系	北潟湖 甲	石川県加賀市塩屋町への12の西端と福井県あわら市浜坂62の1の北端を結んだ線から開田橋までの水域（石川県の区域に属する水域を除く。）	B	イ	S50.12.8	○あわら市浜坂3号41番地の北端とあわら市吉崎1丁目901番地の北端を結んだ線を中心点（北潟湖北部）
			IV	ニ （暫定目標） 全窒素：0.71mg/L	S62.10.1	
	北潟湖 乙	開田橋以南の水域	B	ハ	S50.12.8	○あわら市浜坂7号11番地の東端とあわら市吉崎29号12番地の西端を結んだ線を中心点（北潟湖水路） ○あわら市北潟10号9番の南端とあわら市細呂木22号9番地の西端を結んだ線を中心点（北潟湖心） ○あわら市北潟151号38番の1の東端とあわら市北潟161号90番の北端を結んだ線を中心点（北潟湖南部） ○塩尻橋
			IV	開田橋から 日之出橋までの水域 全窒素：0.76mg/L  日之出橋 以南の水域 全窒素：1.0mg/L 全 燐：0.056mg/L	S62.10.1	
三 方 五 湖 水 系	三方五湖 甲	日向湖水域 （日向水道および嵯峨隧道水域を含む）	A	ハ	S52.2.15	○北緯 35° 36' 20" 東経 135° 53' 35" （日向湖北部） ○北緯 35° 36' 00" 東経 135° 53' 35" （日向湖南部）
	三方五湖 乙	久々子湖水域 （早瀬川水域を含む。）	B	イ	S52.2.15	○北緯 35° 36' 20" 東経 135° 54' 35" （久々子湖北部） ○北緯 35° 35' 45" 東経 135° 54' 40" （久々子湖南部）
		水月湖水域 （浦見川水域を含む。）  菅湖水域および三方湖水域 （堀切川水域を含む。）	IV	ニ  （暫定目標）  三方湖水域 全窒素：0.61mg/L	S62.10.1	○北緯 35° 35' 15" 東経 135° 53' 10" （水月湖北部） ○北緯 35° 34' 50" 東経 135° 53' 10" （水月湖南部） ○北緯 35° 34' 25" 東経 135° 54' 00" （菅湖） ○北緯 35° 33' 50" 東経 135° 52' 50" （三方湖西部） ○北緯 35° 33' 50" 東経 135° 53' 35" （三方湖東部）

## (3) 海域

水域の名称		水域の範囲	該当 類型	達成 期間	指定年月日	環 境 基 準 点
九 頭 竜 川 地 先 海 域	九頭竜川地先 海域 甲	福井港等の港湾管理者等を定める件（昭和28年福井県告示第258号）に規定する福井港の港湾区域のうち九頭竜川地先海域乙を除く海域	A	イ	S50. 12. 8	○北緯 36° 13' 00" 東経 136° 07' 34" (三国地先) ○北緯 36° 11' 08" 東経 136° 06' 16" (黒目地先) ○北緯 36° 09' 12" 東経 136° 05' 15" (石橋地先)
	九頭竜川地先 海域 乙	北緯36度9分24秒・東経136度6分15秒の地点、北緯36度9分45秒・東経136度5分30秒の地点、北緯36度11分45秒・東経136度7分8秒の地点、北緯36度12分8秒・東経136度6分56秒の地点、九頭竜川右岸防波堤先端および同左岸導流堤先端を順次結んだ線と陸岸により囲まれた海域	B	イ		○北緯 36° 12' 08" 東経 136° 07' 17" (福井火力地先) ○北緯 36° 11' 26" 東経 136° 07' 40" (福井港内) ○北緯 36° 10' 49" 東経 136° 06' 28" (米納津地先)
越 前 加 賀 海 岸 地 先 海 域	越前加賀海岸 地先海域	あわら市と石川県加賀市の境界線上の点A（あわら市見当山の三角点＜浜＞から3度20分850メートルの地点をいう。以下同じ。）から南条郡南越前町と敦賀市の境界線上の点B（北緯35度45分43秒・東経136度6分7秒の地点をいう。以下同じ。）に至る陸岸の地先海域（水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定＜昭和50年福井県告示第1311号＞に定める九頭竜川地先海域甲および九頭竜川地先海域乙に係る海域を除き、点Aから320度の線と点Bから285度の線にはさまれた海域に限る。）	A	イ	S51. 4. 20	○北緯 36° 17' 30" 東経 136° 14' 24" (大聖寺川地先) ○北緯 36° 15' 02" 東経 136° 09' 40" (浜地地先) ○北緯 36° 14' 08" 東経 136° 07' 24" (東尋坊地先) ○北緯 36° 08' 08" 東経 136° 04' 28" (浜住地先) ○北緯 36° 04' 08" 東経 136° 01' 28" (一光川地先) ○北緯 36° 02' 54" 東経 136° 00' 54" (大味川地先) ○北緯 35° 57' 58" 東経 135° 57' 52" (玉川川地先) ○北緯 35° 49' 06" 東経 136° 04' 02" (河野川地先) ○北緯 35° 46' 40" 東経 136° 05' 40" (大谷地先)

水域の名称		水域の範囲	該当 類型	達成 期間	指定年月日	環境基準点
敦 賀 湾 海 域	敦賀湾海域 甲	敦賀市立石岬と北緯35度45分43秒・東経136度6分7秒の地点とを結ぶ直線および陸岸により囲まれた海域（敦賀湾海域乙の海域を除く。）	A	イ	S51.6.15	○北緯 35° 42' 14" 東経 136° 04' 45" （松ヶ崎地先） ○北緯 35° 41' 17" 東経 136° 04' 32" （ナスビ鼻地先） ○北緯 35° 40' 01" 東経 136° 03' 41" （白灯台地先）
			II	イ	H10.3.6	○北緯 35° 42' 28" 東経 136° 02' 50" （手の浦地先） ○北緯 35° 39' 29" 東経 136° 03' 01" （井の口川地先） ○北緯 35° 43' 08" 東経 136° 04' 08" （敦賀湾中央）
	敦賀湾海域 乙	敦賀港防波堤、同防波堤先端と北緯35度39分11秒・東経136度3分29秒の地点とを結ぶ直線および陸岸により囲まれた海域（旧笹の川水域のうち港大橋から敦賀湾に至る水域を含む。）	B	イ	S51.6.15	○北緯 35° 39' 35" 東経 136° 03' 41" （笹の川地先）
			III	イ	H10.3.6	
若狭湾東部海域		正面崎の府県境の北端の地点、同地点から24度1.2kmの点、舞鶴市毛島の北端から84度1.5kmの点、同点から0度の線と南条郡南越前町と敦賀市の境界線上の地点A（北緯35度45分43秒・東経136度6分7秒の地点をいう。以下同じ。）から285度の線との交点および地点Aを順次結ぶ線ならびに陸岸により囲まれた海域（水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定＜昭和51年福井県告示第567号＞に定める敦賀湾海域甲および敦賀湾海域乙に係る海域ならびに水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（平成10年福井県告示第163号）に定める世久見湾海域、矢代湾海域、小浜湾海域および内浦湾海域に係る海域を除く。）	A	イ	S52.3.31	○北緯 35° 46' 13" 東経 136° 01' 20" （立石岬地先） ○北緯 35° 36' 56" 東経 135° 55' 35" （耳川地先） ○北緯 35° 37' 25" 東経 135° 53' 22" （日向地先） ○北緯 35° 35' 55" 東経 135° 49' 00" （海中公園） ○北緯 35° 29' 50" 東経 135° 34' 03" （高浜地先）



水域の名称	水域の範囲	該当 類型	達成 期間	指定年月日	環境基準点
小浜湾海域	小浜市松ヶ崎と大飯郡おおい町 鋸崎とを結ぶ直線および陸岸に より囲まれた海域	A	イ	S49.3.1	○北緯 35° 32' 10" 東経 135° 40' 50" (大飯原発地先)
				S52.3.31	○北緯 35° 29' 32" 東経 135° 39' 00" (和田港湾)
		II	イ	H10.3.6	○北緯 35° 31' 29" 東経 135° 44' 44" (甲ヶ崎地先)
					○北緯 35° 30' 25" 東経 135° 44' 30" (雲浜地先)
					○北緯 35° 30' 55" 東経 135° 40' 58" (小浜湾中央)
世久見湾海域	小浜市獅子ヶ崎と同地点から34 度の方向に引いた直線が最初に 陸岸と交わる地点とを結ぶ直線 および陸岸により囲まれた海域	A	イ	S52.3.31	○北緯 35° 34' 55" 東経 135° 50' 25" (世久見湾)
		II	イ	H10.3.6	
矢代湾海域	小浜市黒崎と同市小鰯ノ鼻とを 結ぶ直線および陸岸により囲ま れた海域	A	イ	S52.3.31	○北緯 35° 32' 45" 東経 135° 48' 20" (矢代湾)
		II	イ	H10.3.6	
内浦湾海域	大飯郡高浜町押回鼻と同町正面 崎とを結ぶ直線および陸岸によ り囲まれた海域	A	イ	S52.3.31	○北緯 35° 32' 32" 東経 135° 29' 29" (内浦湾)
		II	イ	H10.3.6	

- (注1) 達成期間の分類は次のとおりとする。  
「イ」は、直ちに達成。  
「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成。  
「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成。  
「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

- (注2) 環境基準点は日本測地系で経緯度を表示している。